

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用について

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）における被災事業者に対する支援決定期限は、昨年 2 月に 3 年間延長され、2020 年度末までとなっています。

本年 8 月 5 日に、自由民主党・公明党より「東日本大震災 復興加速化のための第 8 次提言～新たな復興の道筋について～」が公表され、その中で、「東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、支援決定期限である 2020 年度末までの期間を最大限有効活用し、支援措置の周知を徹底しつつ、できる限り多くの事業者が制度を活用できるよう全力で取り組むこと。」とされました。

については、被災事業者の再生支援を促進するため、支援決定期限である 2020 年度末までの間に、機構の機能を最大限活用していただきたく、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願い致します。

記

1. 機構の積極的な活用による被災事業者の再生支援

地域金融機関においては、顧客企業の経営課題を的確に把握し、その解決に資するアドバイスやファイナンスの提供など、地域における金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上を図り、ひいては地域経済の発展に貢献していくことが求められているところである。

特に被災地域においては、震災から 8 年半が経過し、被災事業者を取り巻く環境等も変化しているが、機構を活用した被災事業者の再生支援については、引き続き、その取組みの促進が求められている。

このため、金融機関は、被災事業者に対し、機構において、今般、震災後借入金を買取対象となり得る例を明確化したことも踏まえつつ、機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者の経営支援の観点から機構の積極的な活用を検討すること。（別添：機構のチラシ参照）

2. 支援決定を行った事業者に対する主体的かつ継続的な支援

機構が支援決定を行った事業者においては、支援決定後の事業再生計画期間（最長 15 年）において、事業再生を果たすことが重要である。支援決定を行った事業者の事業再生には、支援を表明した金融機関が主体的かつ継続的に関与していくことがますます重要となっている。このため、金融機関は、機構と十分な連携を図り、事業再生計画の遂行について主体的かつ継続的にモニタリング及び支援を行うこと。

以上